

富野ふれあいのまちづくり委員会会則 ~~(案)~~

(名 称)

第1条 この会は、富野ふれあいのまちづくり委員会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を富野ふれあいセンター（以下「センター」という。）内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、富野地域において、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するため、地域振興計画に基づき、各種団体及び個人が連携してまちづくりに必要な事業を展開し、安心して生活できる住みよい富野地域をつくることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 環境保全、美化に関すること。
- (2) 文化やスポーツ、生涯学習の振興に関すること。
- (3) 地域福祉の増進に関すること。
- (4) 子どもの健全育成に関すること。
- (5) 防犯、防災及び交通安全に関すること。
- (6) 地域住民相互の交流、親睦等地域づくりの推進に関すること。
- (7) 指定管理施設の有効利用と管理運営に関すること。
- (8) その他、目的を達成するために必要なこと。

(組 織)

第5条 本会は、富野地区内の社会教育団体、福祉関係団体、公共団体等の代表及び第3条の目的に賛同する個人で組織する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 常任委員 | 若干名 |
| (6) 評議委員 ((兼)部会委員) | 若干名 |
| (7) 監事 | 2名 |

2 本会の役員（評議委員を除く。）は、委員の互選により選出する。ただし、予め推薦された役員候補者をもって、総会の承認を得て決定することができるものとする。

なお、次年度以降の役員の役職は、富野各種団体等の役職をもって充てる。

3 本会に顧問を置くことができる。

（役員の仕事）

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 委員長は本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時、欠けた時は、その仕事を代理する。

(3) 事務局長は本会の事務を総括する。

(4) 会計は本会の会計事務を担当する。

(5) 常任委員及び評議委員（兼）部会委員）は会務に参画する。

(6) 監事は会計を監査する。

2 常任委員の中から、次の職務を担当する責任者を選出する。この場合においては兼務を妨げないものとする。

(1) 交流活動担当責任者

(2) 学習活動担当責任者

(3) 福祉活動担当責任者

(4) 地域活動担当責任者

(5) 広報活動担当責任者

(6) 施設管理担当責任者

（任 期）

第8条 委員長、副委員長、事務局長及び会計の任期は2年、常任委員、監事及び評議委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

2 増員又は欠員により選出された委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（事務局）

第9条 本会に事務局を置き、本会の会務及び予算の執行を掌る。

2 事務局に事務局長及び事務局長の補佐として事務員を置くものとする。

3 事務員は委員長が囑託する。

（会 議）

第10条 会議は総会及び役員会とし、委員長がこれを招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 会議は当該会議に出席すべき委員又は役員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。可否同数の場合は、議長が決するものとする。

(総会)

第11条 総会は役員をもって構成する。

2 総会は、次の事項を審議して決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 会則及びセンター利用要領の制定又は改廃に関すること。
- (4) 役員を選任に関すること。
- (5) その他、重要な事項に関すること。

(役員会)

第12条 役員会の構成は、その都度、委員長が決める。

2 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する事項に関すること。
- (2) 総会で決定された事項の運営に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(活動部会)

第13条 本会は、第4条に掲げる事業を推進するため、必要に応じて活動部会を設置することができる。

2 活動部会は、部会担当責任者がこれを招集する。

3 部会委員は、評議委員を兼ねるものとする。

(協力員)

第14条 本会に協力員を置く。

2 協力員は、第4条に掲げる事業の援助及び協力を行う。

3 協力員は、第6条第1項の役員経験者、富野地区の各種団体等の役員又は経験者から選出し、総会の承認を得て、委嘱する。

4 協力員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 協力員は、委員長の要請があった場合は、会議及び活動部会に出席するものとする。

(会計)

第15条 本会運営に関する経費は、補助金、交付金、指定管理料、利用料金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会の議決を経て委員長が別に定める。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

富野ふれあいのまちづくり委員会会則 細則

1 第6条にかかる役員及び委員 (職を充てる=充職)

(1) 委員長

富野ふれあいのまちづくり委員会会則第5条に規定する富野各種団体等の役員経験者

(2) 副委員長

現社会福祉協議会富野支部長、現福祉委員長、現自治会連合会富野支部長

(3) 事務局長

委員長が副委員長と協議のうえ指名する者

(4) 会計

委員長が副委員長と協議のうえ指名する者

(5) 常任委員

交流活動部長 (委員長が副委員長と協議のうえ指名する者)

学習活動部長 (委員長が副委員長と協議のうえ指名する者)

福祉活動部長 (委員長が副委員長と協議のうえ指名する者)

地域活動部長 (委員長が副委員長と協議のうえ指名する者)

広報活動部長 (委員長が副委員長と協議のうえ指名する者)

施設管理部長 (委員長が副委員長と協議のうえ指名する者)

(6) 監事

自治会連合会富野支部監事

(7) 評議委員

交流活動部 (自治会スポーツ副部長、スポーツ推進委員、自治会長等)

学習活動部 (青少年育成協議会長、老人クラブ東部支部長、富野小PTA会長、富野中PTA会長、保育園保護者会長、子ども会育成会長、交通安全富野支部長等)

福祉活動部 (民生委員、児童委員、主任児童委員、福祉委員(4役)、日赤奉仕団分団長、健康推進委員長等)

地域活動部 (防災指導員、消防分団長、自治会環境衛生部長、自治会長等)

広報活動部 (自治会長、事務局等)

施設管理部 (自治会長、事務局等)

※8役以外の自治会長は、自治会長会で割り振りを決め、協力員の割り振りは役員会において取り決めるものとする。また、会則第3条に賛同する個人は、役員会の承認を得て希望する部会に属することができる。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。